

5. 特別支援教育関係法令等

ここでは、特別支援教育に携わる上で把握しておきたい法令や審議会報告等について、その内容について知ることができる Web サイトの URL とともに、時系列順に記載しています。

法律・政令・省令に関しては、公布・施行・改正等の際に発出され、概要や留意点を記載した通知を掲載したページを紹介しています。

なお、法律・政令・省令本文については、e-Gov（イーガブ）の法令データ提供システム（<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/strsearch.cgi>）で検索し、閲覧することができます。

○発達障害者支援法の施行について

2005 年（平成 17 年）4 月 1 日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06050816.htm

「発達障害」の定義についての「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」等の規定、国及び地方公共団体の責務、関係機関の連携、国民の責務、児童の発達障害の早期発見及び早期の発達支援、保育、放課後児童健全育成事業の利用及び地域での生活支援、教育、就労支援、権利擁護、家族に対する支援、発達障害者支援センター、専門的な医療機関の確保、民間団体の活動の活性化への配慮、国民に対する普及及び啓発、医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発、専門的知識を有する人材の確保等、調査研究等。

○発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）

2005 年（平成 17 年）4 月 1 日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06050816.htm

発達障害者支援法施行に伴い、教育の部分について留意すべき事項。発達障害について（対象となる障害、早期発見）、発達障害のある児童生徒等への支援について（学校における支援、就労支援、権利擁護、関係部局の連携、大学及び高等専門学校における教育上の配慮）、専門性の向上について等。

○学校教育法施行規則の一部改正等について（通知）

2006 年（平成 18 年）3 月 31 日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06050814.htm

改正の趣旨（小・中学校の通常の学級に在籍している LD 又は ADHD の児童生徒について通級による指導を実施することができることとする必要があること等）、改正の内容

(通級による指導の対象者、特別の教育課程) 等。

○通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について (通知)

2006年 (平成18年) 3月31日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06050817.htm

児童生徒が、通級による指導の対象となる自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当するか否かの判断に当たって留意すべき点等。

○特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について (通知)

2006年 (平成18年) 7月18日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06072108.htm

児童生徒等の障害の重複化や多様化に伴い、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施や、学校と福祉、医療、労働等の関係機関との連携がこれまで以上に求められているという状況に鑑み、児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小・中学校等における特別支援教育を推進すること等により、障害のある児童生徒等の教育の一層の充実を図る法改正。

○障害者の権利に関する条約

2006年 (平成18年) 12月18日 国際連合総会で採択

2014年 (平成26年) 1月20日 我が国が批准

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

(1)一般原則 (障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等)、

(2)一般的義務 (合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等)

(3)障害者の権利実現のための措置 (身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容)、(4)条約の実施のための仕組み (条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討) 等。

教育に関する第24条、合理的配慮の定義を定めた第2条など。

○学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について (通知)

2007年（平成19年）3月30日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07061122.htm

特別支援教育を推進するための学校教育法改正の施行に伴う整備。障害のある児童の就学先の決定に際する保護者の意見聴取の義務付け、特別支援学校が対象とする児童生徒等の障害の程度についての規定の見直し、特別支援学校の小学部及び中学部に係る建物の整備に対する国庫負担に関する規定の整備、特別支援学校が行う教育の明示の方法等、特別支援学校の設置認可に係る学則記載事項の追加、特別支援学校における学級編制方法等。

○特別支援教育の推進について（通知）

2007年（平成19年）4月1日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/07050101.htm

特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示したものの。

特別支援教育の理念、校長の責務、特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組（校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、「個別の教育支援計画」の策定と活用、「個別の指導計画」の作成、教員の専門性の向上）、特別支援学校における取組（特別支援教育のさらなる推進、センター的機能、特別支援学校教員の専門性の向上）、教育委員会等における支援、保護者からの相談への対応や早期からの連携、教育活動等を行う際の留意事項（障害種別と指導上の留意事項、学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮、生徒指導上の留意事項、交流及び共同学習、障害者理解等、進路指導の充実と就労の支援、支援員等の活用、学校間の連絡、厚生労働省関係機関等との連携等）。

○「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）

2009年（平成21年）2月3日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1246163.htm

自閉症等を対象とする特別支援学級について、従来、「主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの」とともに対応する学級として、「情緒障害特別支援学級」等の名称が用いられてきたところ、在籍者数などの実態を踏まえ、名称を「自閉症・情緒障害特別支援学級」としたこと。

○生徒指導提要

2010年（平成22年）4月2日

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302912.htm

「第3章 児童生徒の心理と児童生徒理解」の「第2節 児童期の心理と発達」及

び「第3節 青年期の心理と発達」に、発達障害の定義や特性の理解、それぞれの時期の課題や配慮したい内容について記載。

○中央教育審議会答申 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」
2011年（平成23年）1月31日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1301877.htm

「第2章 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育の充実方策」の「3. 各学校段階における推進のポイント」に「特別支援教育」の項、「第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策」に「4. 特別支援学校高等部におけるキャリア教育・職業教育の充実」等。

○障害者基本法の一部を改正する法律の公布・施行について（通知）

2011年（平成23年）8月2日

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/pdf/koufu.pdf>

第16条に、教育に関する規定。国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないこと、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと、国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならないこと、国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならないこととしたこと等。

（関連）障害者基本法の改正について 2011年（平成23年）8月

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonhou/kaisei2.html>

改正法につき、概要、新旧対照表、衆議院・参議院の附帯決議も含め掲載。

○特別支援学校等における医療的ケアの今後の対応について（通知）

2011年（平成23年）12月20日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1314510.htm

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、平成24年4月より一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下にたんの吸引等の医療的ケアができるようになることを受け、これまで実質的違法性阻却の考え方に基づいて医療的ケアを実施してきた特別支援学校の教員についても、制度上実施することが可能となった。

新制度下において特別支援学校が医療的ケアを行うに当たっての基本的な考え方や体制整備を図る上で留意すべき点や、今回の制度が幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校においても適用されることを考慮し、特別支援学校での実施経験等を踏まえ、「特別支援学校等における医療的ケアの実施に関する検討会議」が取りまとめた「特別支援学校等における医療的ケアへの今後の対応について」（平成23年12月9日）を受け、今後、特別支援学校及び小・中学校等において、新制度を効果的に活用し、医療的ケアを必要とする児童生徒等の健康と安全を確保するに当たり留意すべき点等について示した。

○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布について（通知） 社援発 0647 第3号

2012年（平成24年）6月27日

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sougoushien/dl/tsuuchi-h24-0627-03.pdf

平成25年4月1日（一部は平成26年4月1日）施行の法律の趣旨及び主な内容。「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とすること、障害児・者の範囲（難病等を加える）、障害支援区分の創設、障害者に対する支援（重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護《ケアホーム》の共同生活援助《グループホーム》への一元化、地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業の追加）、サービス基盤の計画的整備、検討規定等。

○障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保について（通知）

2012年（平成24年）7月3日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1326730.htm

誤嚥事故の再発を防止するため、障害のある幼児児童生徒の給食等の指導に当たっての留意点についてまとめたもの。

○中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」

2012年（平成24年）7月23日

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、中央教育審議会での審議、障害者基本法の改正等を受け、

1. 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、

- (3)共生社会の形成に向けた今後の進め方
 - 2. 就学相談・就学先決定の在り方について
 - (1)早期からの教育相談・支援
 - (2)就学先決定の仕組み
 - (3)一貫した支援の仕組み
 - (4)就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割
 - 3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
 - (1)「合理的配慮」について
 - (2)「基礎的環境整備」について
 - (3)学校における「合理的配慮」の観点、
 - (4)「合理的配慮」の充実)
 - 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
 - (1)多様な学びの場の整備と教職員の確保
 - (2)学校間連携の推進
 - (3)交流及び共同学習の推進
 - (4)関係機関等との連携)
 - 5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等
 - (1)教職員の専門性の確保
 - (2)各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方
 - (3)教職員への障害のある者の採用・人事配置)
- について提言。

○病気療養児に対する教育の充実について（通知） 2013年（平成25年）3月4日

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1332049.htm

第二期がん対策推進基本計画（平成24年6月）等に基づく「小児がん拠点病院」指定を受け、今後の病気療養児への指導等の在り方について、小児がん拠点病院の指定に伴う対応、病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応等について示したもの。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布について（通知）

2013年（平成25年）6月28日

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65_koufu.html

法制定の経緯、法の概要。

- ① の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」の禁止
- ②差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」の作成

③行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」の作成のほか、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置等。

禁止される「障害を理由とする差別」は「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」であり、合理的配慮の提供は国の行政機関・地方公共団体等においては法的義務、民間事業者においては努力義務。

(関連) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

法律本文、概要、公布通知、よくある質問と回答、リーフレット等。

○障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討会報告「障害のある児童生徒の教材の充実について」

2013年（平成25年）8月28日

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1339114.htm

障害のある児童生徒の将来の自立と社会参加に向けた学びの充実を図るためには、障害の状態や特性を踏まえた教材を効果的に活用し、適切な指導を行うことが必要であり、このため、各学校における必要な教材の整備、新たな教材の開発、既存の教材を含めた教材の情報収集に加え、教員がこれらの教材を活用して適切な指導を行うための体制整備の充実が求められるとの基本的な考え方のもと、今後の推進方策として、国等・教育委員会の役割、学校の体制整備、教員の知識の習得及び指導方法の改善、産業界・大学等との連携について記載。

○学校教育法施行令の一部改正について（通知）

2013年（平成25年）9月1日

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1339311.htm

平成25年8月26日の学校教育法施行令改正につき、改正の趣旨は、平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」における「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言等を踏まえた所要の改正。

改正の内容は、就学先を決定する仕組みの改正、障害の状態等の変化を踏まえた転学、区域外就学等、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大、施行期日：平成25年9月1日。留意事項は、障害者基本法第16条を踏まえての対応。

○障害者基本計画（第3次）

2013年（平成25年）9月27日閣議決定

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku25.html>

障害者基本法第11条第1項に基づく政府の障害者のための施策の最も基本的な計画であり、平成25年度から平成29年度までの概ね5年間が対象。「Ⅲ 分野別施策の基本的方向」の「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」に「(1)インクルーシブ教育システムの構築」、 「(2)教育環境の整備」等。

○障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

2013年（平成25年）10月4日

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

平成25年8月26日の学校教育法施行令の一部改正に伴う障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項。障害のある児童生徒等の就学先の決定（基本的な考え方、特別支援学校への就学、小・中学校等への就学、その他）、早期からの一貫した支援について（教育相談体制の整備、個別の教育支援計画等の作成、就学先等の見直し、教育支援委員会（仮称））。

○登録特定行為事業者となっている学校における医師の指示書の取扱いについて（通知）

2014年（平成26年）3月31日）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1351772.htm

厚生労働省において、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等が公布され、平成26年4月1日から、登録特定行為事業者の登録を受けている学校において、医療的ケアを行う際に必要とされる医師の指示書に対し、医療保険が適用されることとなったこと等。

○中央教育審議会初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ

～高校教育の質の確保・向上に向けて～

2014年（平成26年）6月

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/houkoku/1349737.htm

発達障害等に関する教職員に対する研修の充実や専門性のある指導体制の確保、教員を補助する人員等の人的配置を充実することが必要であること、通級による指導や特別支援学級に係る「特別の教育課程」を編成することが法令に規定されていないが、教育課程の弾力的な運用や指導の工夫による実践の推進、特別の教育課程編成や人的支援の在り方の検討を進めることが必要であること等。